外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である猪木和子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月八日

東京都港区白金台五丁目二番五号トランドゥ二〇三号室　Sweet Endeavours,Inc.

日本における代表者　猪木　和子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である久保田裕之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月八日

岐阜県多治見市本町七丁目一一三番地の一

大連経済技術開発区星海模具有限公司

日本における代表者　久保田裕之

限定承認公告

本籍青森県下北郡東通村大字大利字井戸尻三番地、最後の住所三重県四日市市西浦一丁目七番四号　祇園ハイツ四〇五

被相続人　亡　中野　保文

右被相続人は平成二十五年三月十一日から二十日頃死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十八日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月八日

栃木県宇都宮市陽東四丁目一三番二七号

メゾン恵一〇一

相続財産管理人　中野　結

限定承認公告

本籍埼玉県三郷市鷹野四丁目三一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　正

右被相続人は平成二十五年三月十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十六日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月八日

埼玉県三郷市鷹野四丁目三一番地一

相続財産管理人　加藤　陽子

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市小台一九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島　秀晃

右被相続人は平成二十五年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月八日

神奈川県鎌倉市大船三丁目一六番一七―一

A号

限定承認者　中島　正和

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年六月二十九日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一千円から九百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第五十三条第二項の規定により公告します。

平成二十五年七月八日

北海道釧路市大川町一番一三号

釧路市東部漁業協同組合

代表理事組合長　加藤　昌俊

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年六月十六日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十五年七月八日

山形県鶴岡市長者町一七番一八号

山形県高齢者福祉生活協同組合

代表理事　菅原　丈男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四十一億三千三百二十万円（ただし、A号優先資本金につき金九千四百二十万円、B号優先資本金につき金四十億三千九百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十四頁に掲載されています。

平成二十五年七月八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

夏目坂プロパティー特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十四日付官報の号外第八十八号五十四頁に掲載されています。

平成二十五年七月八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資二千百六十六口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

訂正公告

平成二十五年六月二十五日（号外第一三四号）掲載の第五十一期決算公告（枠組）中、営業外費用の金額「69」とあるは「70」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月八日

東京都台東区浅草橋四丁目一七番七号

TSネットワーク株式会社

代表取締役社長　岩永　明寛

取消公告

平成二十四年六月二十九日（号外第一四三号）掲載の第十一期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十五年七月八日

東京都港区芝四丁目一〇番一号

株式会社エージェント

代表取締役　一戸　敏

取消公告

平成二十五年五月二十四日掲載の左記会社に係る吸収分割公告は取消します。

平成二十五年七月八日

名古屋市中村区名駅南三丁目九番三号

（甲）FJTホールディングス株式会社

代表取締役　藤田　**澈**

名古屋市中村区名駅南三丁目九番三号

（乙）藤田螺子工業株式会社

代表取締役　藤田　**澈**

取消公告

平成二十五年七月五日（号外第一四六号）掲載の城南町中央土地区画整理組合に係る公示送達は取消します。

平成二十五年七月八日

熊本市南区城南町今吉野一三二四番地二

城南町中央土地区画整理組合

理事長　甲斐　一行

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	下	二八	三塩化ウラン	六塩化二ウラン
四九	上	終りから一二	「令第三条」を「第三条」	「令第四条」を「第四条」

五一ページ下段終りから三行目は削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月八日付第一四七号九六ページ●同日付政府調達第一二六号四八ページ●五月十七日付参会第二〇号三二ページ

◉付録　六月官報目録一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）